

山梨県感震ブレーカーの普及推進に関する計画

令和8年9月18日

第1 目的

大規模地震時には、家屋の倒壊などにより住民等が避難を要するため、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生による、消防力の不足、水道管の破断等により消防水利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造家屋が密集する市街地等では大規模な火災につながるおそれがある。

近年の大規模地震においては、電気の復旧に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するための対策として、地震発生時に揺れを感知し、即時・安全にブレーカーを作動させ、電気を強制的に止める「感震ブレーカー」は、住民の不在時や住宅の安全性を確保して避難する余裕がない場合などに電気火災を防止する有効な手段とされているため、その普及を推進することが必要である。

このような観点から、感震ブレーカーの普及に向けた本県の体制づくりや効果的な普及方針について、定めるものとする。

第2 普及促進に向けた取組みの進め方

感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取組みの流れは次の第3のとおりであるが、各地域の火災予防や地震対策の推進体制を活用するとともに、感震ブレーカーの普及推進において中心的役割を担う市町村や消防本部などと協働して、必要な取組みを進めるものとする。

第3 取組みの具体的な内容

1 感震ブレーカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについての住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、市町村や消防本部などを中心とした関係機関・団体と連携し、幅広く広報啓発を行う。

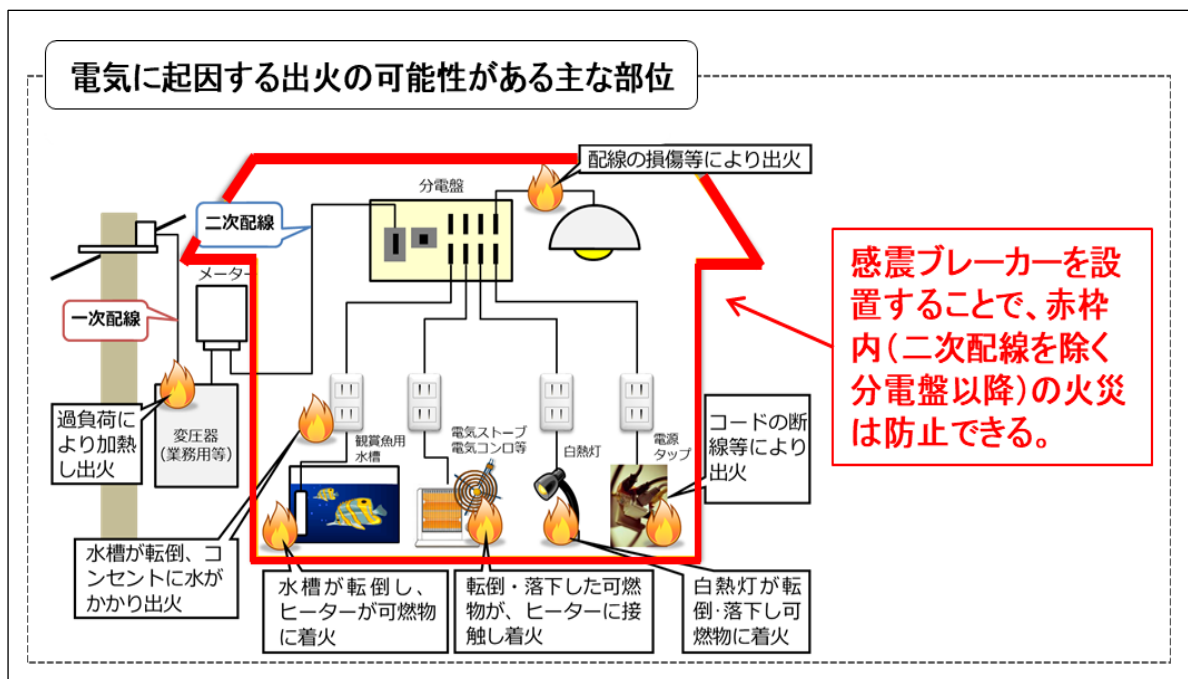
【広報啓発のポイント】

1 感震ブレーカーの設置による地震火災の防止効果

地震時の電気火災の主なケースとして、在宅時に揺れが発生し、使用中の電熱器具等の転倒や可燃物の接触等により出火するケースや、地震直後に停電し、電熱器具等の転倒、損傷や使用の状況を確認できないまま避難し、その後電気が復旧したことにより可燃物の接触等により出火するケースなどがある。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。

感震ブレーカーは一定の震度において、自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果的である。



2 感震ブレーカーのタイプ特性

感震ブレーカーのタイプ	特徴
分電盤タイプ	○新築時に設置するか、分電盤の交換等の際に設置することが可能 ○既存の分電盤の内部や隣に後付けできるものもある ○感震機能、通電遮断の安定性が高い ○避難時間を確保するための機能を持つものもある
簡易タイプ	○既存のブレーカーに対して追加設置が可能だが、形状により取付け困難な場合がある ○比較的低コストで設置でき、多くの家庭での設置が期待できる ○重りを落下させるものは、設置方法により通電遮断の作動精度が低下するおそれがある
コンセントタイプ	○作動時に未設置のコンセントへの通電を確保することができる ○コンセント以外の配線及び未設置のコンセントでは火災発生を防げない

3 感震ブレーカー作動時の留意点

- (1) 感震ブレーカーが作動した場合、強制的に停電状態となることから、夜間に地震が発生した場合等に備えて、懐中電灯や停電時に点灯する電灯設備等を準備することや、在宅医療用機器等を使用している場合は、予備のバッテリーや家庭用発電機等を備える必要がある。
- (2) 電気の復旧前に、周囲の整理整頓を行い、電気機器等の本体、配線及びプラグに損傷がないか確認し復旧を行う。復旧後も発煙、異臭等の異常が無いことを確認して使用するとともに、異常があった際は直ちに使用を止めプラグをコンセントから外す。
- (3) 感震ブレーカーの作動後、自力で復旧したくても復旧できない人もいることから、民生委員や自治会等と協力し、事前に復旧作業に支援が必要な世帯を把握するとともに、地域住民同士で感震ブレーカー作動後の復旧作業に関する共助体制を構築することが重要である。

2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

県は、関係団体と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。また、市町村と各関係団体の連携した取組みについても、必要に応じ支援する。

＜山梨県における感震ブレーカーの普及推進関係者＞

（１）県（防災局消防保安課）

防災予防施策の一環として他の地震対策と一体的に感震ブレーカーの普及啓発を図る。また、関係部局・関係団体と連携を図る。

（２）市町村、消防本部

地域の実情を把握しており、広報啓発、設置促進について住民に近い立場から各部署を通じた広報活動等を行う。

（３）電気保安協会、電気工事業工業組合、電設協会、送配電事業者等

電気設備の定期点検やイベント等の機会を捉え、感震ブレーカーの必要性について広報を実施する。

（４）県消防協会、防災士会

各種講習会、講演会、イベント、防災訓練等の機会を捉え、感震ブレーカーの必要性について広報を実施する。

（５）女性防火クラブ

戸別訪問等の広報啓発を実施する。

3 重点エリアの設定等

市町村は管内における感震ブレーカーの普及の推進を図るため、重点エリアを設定することが適当である。

設定にあたっては、以下の事項を勘案し行うものとする。

- ・ 家屋の倒壊や道路の遮断により消火活動が困難となる地域
- ・ 都市計画法において、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」（例：木造密集市街地等）
- ・ 火災発生時に消火困難、避難困難と想定される地域
- ・ その他各市町村の状況（高齢者、障害者などの避難行動要支援者が多数いる地域など）

なお、地域の状況を踏まえて、重点エリアの設定によらず、効果的な設置推進を図る場合は、この限りでない。

県は、まずは全県域での認知度向上を図るとともに、大規模地震時の被害想定等に関する情報の提供や必要な助言を行う。

4 感震ブレーカーの設置状況の把握等

県及び市町村は、管内における感震ブレーカーの設置状況の把握に努める。具体的な調査内容や実施方法については、市町村と調整のうえ実施する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて広報啓発等の取組内容の見直しを行うこととする。

5 感震ブレーカーの設置に係る支援等現在、以下の市町村において、感震ブレーカーの購入・取付に対して支援事業を行っている。

市町村	対象ブレーカーのタイプ	支援対象費用	担当部署	備考
南部町	・分電盤タイプ ・簡易タイプ	(1) 取替え又は設置の場合（内臓型・後付型・簡易タイプ） 器具代と設置費の 1/2 限度額 40,000 円 (2) 新築、増築、改築等に設置の場合（内臓型・後付型） 補助金 10,000 円 (3) 新築、増築、改築等に設置の場合（簡易タイプ） 器具代と設置費の 1/2 限度額 10,000 円	南部町 交通防災課 0556-66-3417	令和元年
身延町	・分電盤タイプ ・簡易タイプ	購入費支援工事費費用 支給割合：2分の1 上限 25,000 円	身延町 交通防災課 0556-42-4809	令和2年

6 相談窓口等

普及推進にあたっては、住民から感震ブレーカーに関する問合せや、感震ブレーカーに係る消費者トラブルに関する問合せ等が予想される。相談窓口を設定する等して対応する。

(1) 感震ブレーカーに関する問合せ

お住まいの地域	相談窓口	
	市町	消防
甲府市	甲府市 防災企画課 055-237-5331	甲府地区消防本部 予防課 055-222-1291
甲斐市 (旧竜王町・旧敷島町)	甲斐市 防災危機管理課 055-278-1676	

中央市	中央市 総務部危機管理課 055-274-8519	
昭和町	昭和町 企画財政課 055-275-8154	
都留市	都留市 総務課 0554-46-0111	都留市消防本部 消防課 0554-43-2341
道志村	道志村 総務課 0554-52-2111	
富士吉田市	富士吉田市 安全対策課 0555-22-1111	富士五湖消防本部 予防課 0555-22-4501
西桂町	西桂町 総務課 0555-25-2121	
忍野村	忍野村 総務課 0555-84-7791	
山中湖村	山中湖村 総務課 0555-62-1111	
鳴沢村	鳴沢村 総務課 0555-85-2311	
富士河口湖町	富士河口湖町 地域防災課 0555-72-1170	
大月市	大月市 総務管理課 0554-23-8008	大月市消防本部 消防総務課 0554-30-0119
小菅村	小菅村 総務課 0428-87-0111	
丹波山村	丹波山村 総務課 0428-88-0211	
韮崎市	韮崎市 総務課 0551-45-9368	峡北消防本部 予防課 0551-23-7911
北杜市	北杜市 消防防災課 0551-42-1111	
甲斐市 (旧双葉町)	甲斐市 防災危機管理課 055-278-1676	
笛吹市	笛吹市 防災危機管理課 055-261-3361	笛吹市本部 予防課 055-262-8519
市川三郷町	市川三郷町 防災交通課 055-272-1175	峡南消防本部 予防課 055-272-7613
早川町	早川町 総務課 0556-45-2511	
身延町	身延町 交通防災課 0556-42-4809	
南部町	南部町 交通防災課 0556-66-3417	

富士川町	富士川町 防災交通課 0 5 5 6 - 2 2 - 7 2 1 8	
山梨市	山梨市 防災危機管理課 0 5 5 3 - 2 2 - 1 1 1 1	東山梨消防本部 予防課 0 5 5 3 - 3 2 - 5 0 2 5
甲州市	甲州市 総務課 0 5 5 3 - 3 2 - 5 0 4 1	
上野原市	上野原市 危機管理室 0 5 5 4 - 6 2 - 3 1 4 5	上野原市消防本部 消防総務課 0 5 5 4 - 6 2 - 4 1 1 2
南アルプス市	南アルプス市 防災危機管理課 0 5 5 - 2 8 2 - 6 4 9 4	南アルプス市消防本部 予防課 0 5 5 - 2 8 2 - 7 2 1 9
山梨県	山梨県 防災局消防保安課 0 5 5 - 2 2 3 - 1 4 3 0	

(2) 感震ブレーカーに係る消費者トラブルに関する問合せ

- ・ 山梨県 県民生活センター（消費生活相談） 0 5 5 - 2 3 5 - 0 8 4 5
- 地方相談室（都留市 南都留合同庁舎 1 階） 0 5 5 4 - 4 5 - 5 0 3 8
- ・ 消費者庁の消費者ホットライン（（局番なし） 1 8 8）

附則

- 1 この計画は、令和 8 年 9 月 1 8 日から施行する。